



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *39 和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則 (人事課)
- *40 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)
- *41 和歌山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会推進課)
- 告示
 - 510 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保険センターにおける医療費に要する費用の算定方法 (医務課)
- 人事委員会告示
 - *6 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程
- 訓令
 - *13 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *14 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令 (")
 - *15 和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令 (")
 - *16 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)
 - *17 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報システム課)

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県職員委員会規則(昭和30年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部総務管理局人事課考査・研修室」を「総務部総務管理局人事課」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第40号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「第2条の表8の項(16)」を「第2条の表8の項(26)」に改め、同表7の項中「第2条の表32の項(13)」を「第2条の表31の項(13)」に改め、同表8の項中「第2条の表37の項(14)」を「第2条の表36の項(16)」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表9の項中「第2条の表38の項(2)」を「第2条の表37の項(2)」に改め、同表10の項中「第2条の表40の項(5)」を「第2条の表39の項(5)」に改め、同表11の項中「第2条の表42の項(13)」を「第2条の表41の項(12)」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の表2の項の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

和歌山県規則第41号

和歌山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成12年和歌山県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事業運営期間」を「計画期間」に、「前年度の2月10日」を「4月末日」に改め、同条第2項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第5条中「事業運営期間」を「計画期間」に、「12月10日」を「知事が別に定める日」に改める。

第6条中「財政安定化基金事業交付申請書」を「財政安定化基金事業交付金交付申請書」に改める。

第8条の見出し中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条中「事業運営期間」を「計画期間」に、「2月末

日」を「知事が別に定める日」に、「財政安定化基金事業借入申請書 A」を「財政安定化基金事業貸付金借入申請書 A」に改める。

第9条の見出し中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条中「事業運営期間」を「計画期間」に、「12月10日」を「知事が別に定める日」に改め、同条第2号中「基金事業対象収入額実績報告書」の次に「(別記第5号様式)」を加え、同条第3号中「基金事業対象費用額実績報告書」の次に「(別記第6号様式)」を加える。

第10条中「財政安定化基金事業借入申請書」を「財政安定化基金事業貸付金借入申請書」に改める。

第11条第3項中「借用証明書」を「借用証書」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(交付金及び貸付金の額の減額等)

第16条 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないこととすることができる。

- (1) 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、交付金又は貸付金の額が不当に過大となると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたとき。
- (3) この規則に規定する交付又は貸付けに係る手続を怠ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 前項第1号から第3号までに該当することが判明したとき。
- (2) 交付金又は貸付金を介護保険財政の不足額を補てんする目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

別記第3号様式中「この交付金を、和歌山県」を「和歌山県」に改める。

別記第7号様式中「年度 事業に係る」を「年度」に、「上記金額」を「として、上記金額」に改める。

別記第8号様式中「財政安定化基金事業交付金借入申請書 A」を「財政安定化基金事業貸付金借入申請書 A」に、「この交付金を、和歌山県」を「和歌山県」に改める。

別記第12号様式中「この交付金を、和歌山県」を「和歌山県」に改める。

別記第15号様式中「年度 事業に係る」を「年度」に、「交付金上記金額」を「貸付金として、上記金額」に改める。

別記第16号様式中「又は」を「又は一部の」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第510号

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号。以下「条例」という。)別表の規定により、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける医療費に要する費用(以下「医療費」という。)の算定方法等について次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの医療費の算定等(平成10年和歌山県告示第1181号)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びその他の法令等によりその額を定められたものの診療に係る額は、当該法令等の定めるところによる。
- 2 自費診療の者については、条例別表の医療費を算定する場合における1点当たりに15円を乗じて算定した額とする。
- 3 相談指導料については、1回につき1,000円とする。
- 4 定期歯科健診料については、条例別表の医療費を算定する場合における初診時基本診療料に、検査の費用又はエックス線診断の費用を加えて得た額とする。
- 5 その他については、健康保険法の規定による費用の額の算定方法に準じて得た額又は実費相当額とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

職員格付表 (警察官を除く。)

部局等	職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本庁	理事	知事公室次長	課長	副課長	主任
		知事公室長	局長	室長	副室長	検査員
地方機関	共通	危機管理監	参事	副課長	課長補佐	船長
		部長	審議監	副室長	政策審議員	機関長
		参事	室長	総括審議員	改革推進員	主査航海士
		審議監	考査監	主幹	室長補佐	主査機関士
		技監	副出納長	企画員	考査員	
				旅券事務長	班長	
				分室長	調査員	
				総括検査員	主任	
					検査員	
					主任航海士	
			主任機関士			
			主任駐在員			
			分室長代理			
			企画員	主任	主査	
			総括専門員	主任研究員	主査研究員	
			総括研究員	専門技術員	講師	
			主幹	講師	教務主任	
			教授	教務主任		
	振興局	局長	局長	室長	課長	総括主査
			参事	部長	旅券駐在員	
				副室長	調査員	
				副部長	総括主任	
				副参事	環境指導員	
				環境指導員	出張所長	
				海南工事事務所長	海南工事事務所次長	
				海南工事事務所次長		
				紀の川流域下水道事務所長	紀の川流域下水道事務所次長	
				京奈和高速事務所長	京奈和高速事務所次長	
				国道橋本建設事務所長	検査員	

			国道橋本建設事務所次長		
			切目川ダム建設事務所長		
			切目川ダム建設事務所次長		
			近畿自動車道紀南高速事務所長		
			近畿自動車道紀南高速事務所次長		
			ダム管理事務所長		
東京事務所	所 長	次 長		課 長	
		企業誘致統括監			
文書館		館 長	次 長	課 長	
県税事務所		所 長	次 長	課 長	
消防学校		校 長	教 頭		
防災航空センター			所 長	次 長	
環境衛生研究センター		所 長	次 長	課 長	
			部 長	総括主任研究員	
				支 所 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長	支 所 長	
			次 長		
男女共生社会推進センター		所 長	次 長	課 長	
紀南児童相談所			所 長	次 長	
			分 室 長		
仙溪学園			園 長	課 長	
			次 長		
女性相談所			所 長		
子ども・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長	
				室 長	
精神保健福祉センター				所 長	
保健所			所 長	課 長	
			支 所 長		
			次 長		
			支 所 次 長		
高等看護学院		学 院 長	副 学 院 長	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
			事 務 長		

			教 務 主 幹		
なぎ看護学 校			学 校 長	副 学 校 長	主 査 専 任 教 員
こころの医 療センター	院 長 事 務 局 長	副 院 長 事 務 局 次 長 部 長	部 長 課 長 医 長 科 長 老人性痴呆疾患セ ンター長 薬 局 長 技 師 長 看 護 副 部 長 看 護 師 長 主 任 看 護 師	医 長 科 長 看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 査 看 護 師 室 長	
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー			所 長		
公営競技事 務所			所 長 次 長	課 長	
工業技術セ ンター	所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特 別 研 究 員		
工業用水道 管理センタ ー			所 長	課 長	
高等技術専 門校	校 長	校 長 副 校 長	副 校 長 課 長		
農林水産総 合技術セン ター	所 長	所 長 場 長 副 場 長 次 長 部 長	課 長 部 長 副 場 長 副 所 長	船 長 機 関 長 主 査 航 海 士 主 査 機 関 士	
農業大学校			校 長 副 校 長	部 長 課 長	
就農支援セ ンター			所 長	所 長 代 理	
ふるさと定 住センター			所 長		
農作物病害 虫防除所			所 長		
家畜保健衛 生所			所 長	次 長 課 長	

						支 所 長	
	南紀白浜空 港管理事務 所			所 長	課 長		
	和歌山下津 港湾事務所			所 長	課 長		
				次 長	次 長		
県 議 会		事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長	副 課 長	主 査	
				副 課 長	調 査 員		
				総 括 調 査 員	班 長		
					主 任		
教 育 委 員 会	本 庁	参 事	局 長	課 長	室 長	係 長	
			参 事	室 長	副 課 長	主 査	
				副 課 長	副 室 長	人 事 主 事	
				副 室 長	課 長 補 佐	教 育 相 談 主 事	
				主 幹	室 長 補 佐	ス ポ ー ツ 主 査	
				教 育 企 画 員	班 長		
				総 括 人 事 主 事	主 任		
				専 門 員	分 室 長		
					専 門 員		
					人 事 主 事		
					教 育 企 画 員		
					ス ポ ー ツ 主 任		
地 方 機 関	教 育 セ ン タ ー 学 び の 丘		所 長	副 所 長	課 長	主 査	
				教 育 相 談 室 長	班 長	教 育 相 談 主 事	
				主 幹	総 括 指 導 主 事		
					主 任		
					教 育 相 談 主 事		
	体 育 館			館 長	副 館 長	課 長	
					課 長	主 査	
					主 任		
	武 道 館			館 長			
	図 書 館		館 長	副 館 長	課 長	課 長	
				紀 南 図 書 館 長	主 任	主 査	
				主 幹	調 査 員	主 査 司 書	
				総 括 司 書	主 任 司 書		
				セ ン タ ー 長	専 門 員		
	近 代 美 術 館		館 長	副 館 長	専 門 員	課 長	
					課 長	主 査	

					主任学芸員	主任学芸員	主任学芸員
					主任学芸員	主任学芸員	主任学芸員
	博物館			館長 副館長 主任幹事	専門員 課長 主任学芸員	課長 主任学芸員	主任学芸員
	紀伊風土記の丘			館長 副館長	専門員 課長 主任学芸員	課長 主任学芸員	主任学芸員
	自然博物館		館長	副館長 主任幹事 専門員	専門員 課長 主任学芸員	課長 主任学芸員	主任学芸員
	県立学校			事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主任	主任
警察	本部			課長 所長 監察官 室長 場長 次席 副所長 センター長 隊長 管理官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	次席 副所長 センター長 調査官 課長補佐 校長補佐 主任研究員 師範	係長 教官 専門研究員	係長
	地方機関	警察署		会計官	課長 調査官	係長	係長
選挙管理委員会	本庁			事務局長 事務局次長	事務局次長 班長		
	地方機関	分局		分局長	分局長代理		

監 査 委 員	事 務 局 長		課 長	調 査 員	主 査
			副 課 長	班 長	
			総 括 調 査 員		
人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長	主 任	係 長
			副 課 長		主 査
労 働 委 員 会	事 務 局 長		課 長	主 任	主 査
			副 課 長		
海区漁業調整委員会				事 務 局 長	
				支 所 長	
				主 任	
市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査
					主 査 栄 養 士

別表第2中「、青少年指導員の職」を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各地方機関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程（昭和42年和歌山県訓令第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、人事課長及び考査・研修室長」を「及び人事課長」に改める。

第7条中「総務部総務管理局人事課考査・研修室」を「総務部総務管理局人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第14号

庁中一般
各地方機関

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令

和歌山県考査規程（昭和40年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部総務管理局人事課考査・研修室」を「総務部総務管理局人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第15号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員研修規程（昭和59年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「人事課考査・研修室（以下「考査・研修室」という。）」を「人事課」に改める。

第4条第3項第3号中「人事課長」を「行政経営改革室長」に改め、同項第4号中「考査・研修室長」を「人事課長」に改める。

第9条第3項中「知事が命ずる」を「所属長が選任する」に改める。

第15条中「考査・研修室長（以下「室長」）」を「人事課長（以下「課長」）」に改める。

第16条第1号イ中「本科研修」を「中堅職員研修」に改め、同号ウ及びエ中「にある者」を「となった者」に改め、同号オを次のように改める。

オ 新任管理者研修 管理職となった者

第16条第1号に次のように加える。

カ 新任所属長研修 所属長となった者

第17条、第18条及び第20条から第26条までの規定中「室長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁中一般
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「商工労働部商工政策局公営企業課」を「商工労働部企業立地局公営企業課」に改め、「及び医科大学」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表第2総務部総務管理局総務事務集中課の項中「消防学校」を「消防学校 和歌山県税事務所」に改め、「有功ヶ丘学園 公営競技事務所」を「公営競技事務所」に改め、同表那賀振興局の項中「那賀振興局」を「那賀振興局 紀北県税事務所」に改め、同表伊都振興局の項中「伊都郡振興局 医科大学附属病院紀北分院」を「伊都振興局」に、「給与課伊都分室」を「給与課伊都分室 古佐田丘中学校」に改め、同表有田振興局の項中「有田振興局」を「有田振興局 紀中県税事務所」に改め、同表西牟婁振興局の項中「西牟婁振興局」を「西牟婁振興局 紀南県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）」に改め、「及び水産試験場増養殖研究所」を削り、「近畿自動車道紀南高速事務所 南紀白浜空港管理事務所」を「南紀白浜空港管理事務所」に、「教育センター学びの丘」を「教育センター学びの丘 田辺中学校」に、「田辺商業高等学校」を「神島高等学校」に改め、同表東牟婁振興局の項中「東牟婁振興局」を「東牟婁振興局 紀南県税事務所新宮出張所」に改め、同表中医科大学の項を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第17号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第10号とし、第5号を9号とし、第4号を第8号とし、同条第3号中「（課及び室に附置する室を除く。）」を削り、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) サーバ コンピュータ間を相互に接続するネットワークにおいて、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータをいう。

(6) シンククライアント 情報処理システムにおいて、利用者側のコンピュータ（クライアント）に最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの資源を管理するシステムの総称をいう。

第2条第2号中「コンピュータ」を「ワークステーション等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) コンピュータ 汎用コンピュータ及びワークステーション等のプログラムに従って演算を行う機械の総称をいう。

(3) 汎用コンピュータ 電源やCPU、記憶装置を始めとするほとんどの装置が多重化され、並列処理による処理性能の向上と耐障害性の向上が図られたメインフレームにより構成されており、接続される端末の処理やデータの保存はこのコンピュータにより制御され、主に基幹業務システムなどに用いられる汎用的に利用する大型コンピュータをいう。

第4条を次のように改める。

（情報化の企画調整）

第4条 IT推進局長は、高度情報化施策の総合的な企画調整に当たっては和歌山県IT戦略本部に諮るものとする。

第5条第1項中「廃止又は」を削り、「あらかじめ次に掲げる事項のうち該当する事項について」を「別に定めるところにより」に改め、各号を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。